

教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務  
について

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3  
号）の一部を次のように改正する。

第7条支援教育課の部に次の1号を加える。

(13) 就学支援基金の管理に関する事。

第22条第2号の表中

横須賀市教科 用図書採択検 討委員会	市立学校において使用する教科用図書の 採択に関する事項について審議するこ と。	を
--------------------------	---	---

横須賀市教科 用図書採択検 討委員会	市立学校において使用する教科用図書の 採択に関する事項について審議するこ と。	に改める。
横須賀市立学 校学期制検討 委員会	市立学校における学期制のあり方に関す る事項について審議すること。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条第2号の改正規定は、  
平成28年10月1日から施行する。

特許庁において登録された商標のうち、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。

その理由として、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。

その理由として、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。

その理由として、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。

その理由として、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。

その理由として、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。

特許庁において登録された商標のうち、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。	その理由として、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。
---	---

特許庁において登録された商標のうち、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。	その理由として、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。
---	---

特許庁において登録された商標のうち、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。	その理由として、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。
---	---

特許庁において登録された商標のうち、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。

その理由として、権利行使を怠る等の理由で、権利を消滅させることのできるものがある。

(学校教育部)

第7条 学校教育部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

教育指導課

- (1) 教育課程(特別支援教育、学校保健及び学校体育を除く。)の指導助言に関すること。
- (2) 児童生徒の学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 学校運営の調整に関すること。
- (4) 学校における人権教育に関すること。
- (5) 校外行事及び教材選定(学校体育を除く。)の承認に関すること。
- (6) 教育課程(学校体育を除く。)の研究委託に関すること。
- (7) 教科用図書に関すること。
- (8) 学則に関すること。
- (9) 授業料、保育料等に関すること。
- (10) 市立高等学校生徒及び市立幼稚園園児の募集に関すること。
- (11) 通学路に関すること。
- (12) 学校評議員に関すること。
- (13) 教育研究所との連絡に関すること。
- (14) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (15) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

支援教育課

- (1) 支援教育に係る総合調整に関すること。
- (2) 学齢児童生徒の就学に関すること。
- (3) 幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学手続きに関すること。
- (4) 特別支援教育の教育課程の指導助言に関すること。
- (5) 児童指導及び生徒指導に関すること。
- (6) 学校及び学級経営の支援に関すること。
- (7) 教育相談に関すること。
- (8) 外国籍児童生徒等の支援に関すること。
- (9) 就学の奨励及び援助に関すること。
- (10) 奨学金の支給に関すること。
- (11) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関すること。
- (12) 交通遺児奨学基金の管理に関すること。

← (13) 就学支援基金の管理に関すること。

### 学校保健課

- (1) 児童生徒の健康管理に関する事。
- (2) 学校の環境衛生に関する事。
- (3) 学校保健の教育課程の指導助言に関する事。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡に関する事。
- (5) 学校災害の見舞金に関する事。
- (6) 学校給食に関する事。
- (7) 学校給食物資の調達に関する事。
- (8) 横須賀市学校給食会の指導育成に関する事。

### スポーツ課

- (1) 体力の向上に関する事。
- (2) 学校体育の教育課程の指導助言に関する事。
- (3) 学校体育の校外行事及び教材選定の承認に関する事。
- (4) 学校体育の研究委託に関する事。
- (5) 学校水泳プールの運営に関する事。
- (6) 学校体育団体及びスポーツ団体等の育成に関する事。
- (7) 学校施設(体育施設に限る。)の開放に関する事。
- (8) 体育会館に関する事。
- (9) 生涯スポーツの普及及び振興に関する事。
- (10) 競技者及びスポーツ愛好者への活動支援に関する事。
- (11) スポーツ関係表彰に関する事。
- (12) スポーツ基金の管理に関する事。

(附属機関)

第22条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。

(1) 法令によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課
横須賀市スポーツ推進審議会	教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること。	スポーツ課

横須賀市立学校学期制検討委員会	市立学校における学期制のあり方に関する事項について審議すること。
-----------------	----------------------------------

(2) 条例によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小中学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	総務課
文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取組み等に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。	

横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	
横須賀市体育功労者選考委員会	市内における体育の普及及び振興に貢献した体育功労者の選考に関する事項について審議すること。	スポーツ課
横須賀美術館運営評価委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評価委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	